

〔平成17年4月1日〕  
〔岡大院医歯薬規程第5号〕

（設置）

第1条 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科（以下「研究科」という。）に，岡山大学大学院医歯薬学総合研究科ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は，次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 大学院医歯薬学総合研究科長（以下「研究科長」という。）の諮問に応じ，ヒトゲノム・遺伝子解析研究（以下「研究計画」という。）の実施の適否，その他の事項について，倫理的観点とともに科学的観点も含めて審査し，研究科長に対して文書により意見を述べること。
  - 二 研究科長に対して，実施中の研究に関して，その研究計画の変更，中止その他必要と認める意見を述べること。
- 2 研究科長は，医学部長，歯学部長，薬学部長等からの要請に基づき，当該学部等において行う研究計画について，委員会に諮問することができる。

（組織）

第3条 委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究科教授のうちから 5名
  - 二 倫理・法律を含む人文・社会科学面の有識者 3名
  - 三 一般の立場の者 1名
  - 四 その他研究科長が必要と認めた者
- 2 委員のうち，複数名以上は研究科の職員以外の者とし，かつ，その半数以上は前項第2号又は第3号の委員とする。
- 3 委員会は，男女両性で構成されなければならない。
- 4 第1項第1号から第3号までの委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き，委員の互選により定める。

- 2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは，副委員長がその職務を代行する。

（議事）

第5条 委員会は，委員の3分の2以上が出席し，かつ，第3条第1項第2号又は第3号の委員が1名以上出席しなければ 議事を開くことができない。ただし，自らが実施する研究が審査を受けるときは，委員として当該研究の審査に加わることはできない。この場合において，当該研究に係る審査を行う間は，委員の数から除くものとする。

(議決方法)

第6条 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

(保存)

第9条 委員会における審査の経過、判定結果の記録は、10年間保存するものとする。

(公開)

第10条 委員会の組織、審査結果その他委員会に関する事項は、公開するものとする。

ただし、提供者等の人権、研究の独創性及び知的財産権の保護に支障が生じる恐れのある部分は、委員会の議を経て非公開とすることができる。

2 前項ただし書により非公開とする場合、委員会は、非公開とする理由を公開しなければならない。

(迅速審査)

第11条 委員会に、第2条第1項に定める審査等を迅速に行うため、部会を設けることができる。

2 部会は、委員長があらかじめ指名した委員で構成する。

3 部会において審査することができる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 研究計画の軽微な変更

二 既に委員会において承認されている研究計画に準じて類型化されている研究計画

三 共同研究であって、既に主たる研究機関において委員会の承認を受けた研究計画を本学特有の問題がなく分担研究機関として実施しようとする場合の研究計画

4 部会において審査した結果は、委員会に報告しなければならない。この場合において、委員会委員は、当該事項につき改めて委員会における審査を行うことを求めることができる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、医歯薬学総合研究科等総務課において処理する。

(雑則)

第13条 委員会の運営は、この規程に定めるもののほか、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)に定めるところにより行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 第3条第4項の規定にかかわらず、平成17年3月31日に岡山大学大学院医歯学総合研究科ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会委員である者の任期は、なお従前の例による。